

○貸金庫規程

(格納品等)

第1条 貸金庫に格納できるのは組合員等で、次のものに限ります。

- ① 国債、公社債、株式その他の有価証券
- ② 預貯金通帳、預貯金証書
- ③ 契約証書その他重要書類
- ④ 貴金属、宝石類その他貴重品
- ⑤ 上記の他当組合の認めたもの

第2条 在庫品によって他人または当組合が損害をうけたときは借用者の責任といたします。当組合は場合によっては在庫品の出し入れに立会うことがあります。

第3条 在庫品の有無・変質・滅失・損傷等の事故については、それが天災不可抗力による場合はもちろん、その他の場合でも当組合は責めを負いません。

(貸与期間)

第4条 貸金庫の貸与期間は、原則として1カ年とします。ただし、当初契約貸与期間は契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約貸与期間満了日までに借主または当組合から取引解約の意思表示がない場合はさらに1カ年継続されるものとし、以後も同様とします。

(鍵の保管)

第5条 貸金庫の鍵2個のうち正鍵は借用者が保管し、副鍵は届出の印章により封印のうえ当組合が保管します。

第6条 正鍵を万一破損または喪失したときは、ただちに書面によりその旨を当組合に届け出てください。届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(開庫手続)

第7条 貸金庫を開庫するときは、当組合所定の依頼書に記名又は署名及び届出の印鑑で捺印の上提出して下さい。

第8条 貸金庫の容器は当組合が指定した場合以外のところへはお持ち出しできません。

第9条 貸金庫をご自分で開鎖できない場合、又は開鎖に当組合専用の鍵を併用を要する場合は、すぐ係員にお申し出下さい。このお申し出がないために損害がありましても当組合はその責めを負いません。

(印鑑照会等)

第10条 依頼書その他貸金庫取引に関する諸届書類に使用された印影又は署名を、届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認め、借用鍵を持参した者を正当な権限があるものとして取り扱いましたうへは、借用鍵又はそれらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じ損害については、当組合は責任を負いません。

(危険負担)

第11条 災害、事変、その他やむをえない事情によって格納品が紛失、滅失、き損、変質したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第12条 貸金庫の格納品のため、もしくは借用者あるいは代理人の責に帰すべき原因により当組合又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償していただきます。

(使用料)

第13条 貸金庫の使用料は、当組合所定の料率によって、初年度分はお申込時に受領し、その後毎年4月中に前払い方法で借用者の指定した貯金口座から引落して受領します。指定貯金口座が普通貯金の場合は、普通貯金規定にかかわらず通帳及び払戻請求書の提出を不要とします。なお、契約期間の途中で解約された場合、料金の精算はいたしません。ただし、当組合の都合で解約しました場合は月割計算でお返しします。

なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。

(届出事項の変更)

第14条 次の場合には、ただちに書面により当組合に届け出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- ① 鍵の損傷・喪失・盗難の場合
- ② ご印章の変更・損傷・喪失・盗難の場合
- ③ ご住所又はご氏名の変更の場合
- ④ その他この取引に影響のあることが起こった場合

(明渡し)

第15条 契約期間の満了(料金のお払込みがないとき)、または解約のとき、もしくは貸金庫の修繕その他当組合が必要と認めた場合は、貸金庫の明渡し又は変更の請求をすることがあります。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第16条 この貸金庫は、第17条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第17条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

(解約等)

第17条

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、正鍵および届出の印象を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡ししてください。なお、正鍵および届出の印象を失った場合に解約するときは、このほか第6条および14条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が使用料を支払わないとき
- ②借主について相続の開始があったとき
- ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の自由が生じたとき
- ④店舗の改装、閉鎖その他相当の自由があるとき

⑤借主または代理人がこの規程に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害を賠償していただきます。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

第18条 第16条または第17条のうち契約期間の満了または解約の場合に万一明渡しが遅延したときは、原因のいかんにかかわらず契約期間の満了日または解約日の翌日から明渡しの日まで、当組合所定の使用料をいただきます。

第19条 第16条または第17条の明渡しりが3カ月以上遅延したときは、当組合において任意の方法で貸金庫を開庫のうえ格納品を処分し、その代金を使用料、その他借用者が負担すべき費用に充当することができます。また、不足するときはその弁済を求めることができます。なお、各納品が換価できないと認めるときはこれを破棄することもできます。

(法令による開庫等)

第20条 法令の定めるところにしたがい格納品を調査する必要があるとき、又は当組合において緊急やむを得ないと認めた場合は、当組合は通知することなく任意に開庫することがあります。

第21条 鍵の損傷・喪失・盗用によって借用者がおうけになったご損害について当組合はその責めを負いません。また、この場合他人または当組合に損害をおよぼされたときは、借用者の責任といたします。

第22条 鍵の喪失後在庫品をお引き出しになる場合は、当組合が承認した立会人の連印ある請求書を提出していただくとともに、鍵の作成料（時価）をご負担いただき、副鍵をご使用（封印は立会のうえ開封します。）になってひとまず解約していただきます。

第23条 借入者またはその代理人が本規定に違反された時、または他人あるいは当組合に損害をおよぼされたときは、当組合はいつでも本契約を解約し、損害賠償の担保として在庫品を留め置くことができます。

第24条 ご住所不明その他の事由で催告ができないとき、またはすぐ何分のお申し出がないときは、当組合は第17条～第19条に準じて処置することがあります。

第25条 貸金庫の借用権を転貸・譲渡・売買または質権の目的となさることはできません。

第26条 新規で利用にあたり、貸与の正鍵喪失等に保証金4万円を差し入れて頂きます。なお、ご利用契約が終了した場合（鍵の喪失等事故が無かった場合）全額お返しいたします。

第27条 （1）この規程は民法に定める定型約款に該当します。当組合はこの規程の各条項が金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には民法の定型約款の規定に基づいて変更するものとします。

（2）前項によるこの規程の変更は、変更後の規程内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める定期用開始日から適用されるものとします。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成27年4月14日から施行する。

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。